

佐賀県告示第二百五十七号

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和四十一年佐賀県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項第五号中「及びロ」を「からへまで」に改める。

様式第一号の裏面、様式第六号の裏面及び様式第七号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入札参加資格の申請等については、なお従前の例による。